

漁業認証プロセス第2.2版

変更の概要

はじめに

本文書はMSC漁業認証プロセスについて、2020年に実施される変更の概要を記したものです。MSC（海洋管理協議会）は、ステークホルダーからのフィードバックを反映し、世界の最優良事例に沿うよう定期的に規格を見直しています。

漁業認証プロセス第2.2版は2020年3月25日に発行

適合性審査機関（以下審査機関）は、**2020年9月25日**以降に実施するすべての初回審査、再認証審査、監査、認証範囲の拡大、および臨時監査の実施において、改定された漁業認証プロセス第2.2版を適用しなければなりません。

MSC漁業認証規格の変更はありません。

MSCの規格

MSC漁業認証規格

適切に管理された持続可能な漁業であるかを審査するために適用されるのがMSC漁業認証規格です。本規格には、国際的に認知されている最新の水産科学および漁業管理が反映されています。

MSC漁業認証プロセス

漁業認証プロセスは審査機関のためのマニュアルで、漁業規格に照らして漁業を審査するためのプロセスが示されたものです。また、漁業が認証の対象となるかを決定するための適用範囲を規定しています。

MSC CoC認証規格

MSC CoC認証規格は、持続可能なMSC認証漁業からの水産物が、追跡可能であり、認証水産物と非認証水産物とが確実に分別されていることを保証するためのものです。

ASC-MSC海藻認証規格

ASC-MSC海藻認証規格は、持続可能で社会的に責任ある海藻の採取と養殖のための要求事項を定めたものです。

漁業認証に関する書類はホームページよりダウンロードできます。

MSC漁業認証プロセスの見直し

MSCは、広く認知されている水産科学および漁業管理の最優良事例に基づいた規格を提供し続けるため、すべてのプログラム文書について定期的な見直しを行っています。これによって、規格の適用を向上させ、ステークホルダーやMSC独自のモニタリング・システムによって提起された問題に対処しています。

漁業認証プロセスについては、おおよそ3年毎に見直しを実施することにより、審査プロセスの効率性、有効性、信頼性の維持に努めています。第2.2版の変更内容は、2017年に始められた見直しの結果を反映させたものです。

MSCの規格策定についての詳細はホームページをご覧ください。

MSC漁業認証プロセスの変更点

審査単位の規定（ページ6）を改定し、認証漁業が対象種を漁獲する際に、同じ漁具を使用して認証漁法と非認証漁法を併用することがないようにしました。

MSC認証漁業においてシャーク・フィニングが行なわれていないことを確実に保証するために、**シャーク・フィニングに関する新たな要求事項**（ページ7）を導入しました。

漁業審査への**ステークホルダーの参加における透明性の向上**のために（ページ8）、情報提供の方法、およびそれに対する審査機関の対応方法を改善しました。

漁業の改善に向けた条件の設定、モニタリング、完了についての審査員の報告のあり方についての要求事項を強化することで、**漁業の改善措置に関する報告内容を強化**しました（ページ9）。

臨時監査の基準を改善し（ページ10）、漁業の状況に変化が生じた場合、もしくは重要な情報が新たに入ってきた場合にのみこれを実施することとしました。

論争解決のプロセスと漁業認証プロセスとを分けることで、**異議申し立て手続きの迅速化**を図りました（ページ11）。



審査単位の規定

UoA（審査単位）はMSC漁業認証規格に照らし合わせて審査される範囲を示すものであるのに対し、UoC（認証単位）は認証の適用範囲を示すものです。

これまでは、漁具がどのように使用されているか（漁法や漁のやり方）によってUoAおよびUoCを規定することができましたが、変更後はこれができなくなりました。つまり、審査においては、同じ漁具を使ったすべての漁法もしくは漁のやり方が及ぼす影響が検証されます。これにより、一度の航海で同じ対象資源を認証漁法と非認証漁法を併用して漁獲することを防ぐことができるようになります。

初回認証審査に入る漁業については、2020年9月25日より新規定が適用されます。認証取得済み、あるいは認証審査中の漁業については、2023年3月まで適用の猶予があり、監査もしくは認証範囲の拡大の際にこれを適用することができます。

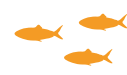
審査単位には認証漁船、生態系、対象魚種、対象種を同じくする他のすべての船舶が含まれます。



認証単位に含まれる
漁船



対象種を同じくする
他の有資格漁業



対象種



審査チームが評価する
生態系への影響

変更点

今回の変更では、UoAとUoCの規定から「漁法」と「漁のやり方」の二つの用語を削除しました。これにより、UoAおよびUoCは、対象種と漁具、そして漁船団、漁船あるいは個々の漁業者によって規定され、漁具がどのような形で使用されているかは考慮されなくなりました。

例えば、素群れマグロとFAD（人工浮き漁礁）に集まるマグロの両方を漁獲するまき網マグロ漁業は、素群れマグロ漁獲漁業だけで認証を申請することができなくなり、FADを使用して漁獲する漁業も審査単位に含めなければなりません。

漁業の操業区域も規定されることとなり、これによって認証水産物のトレーサビリティが向上することになります。

シャーク・フィニングに関する要求事項の強化

MSC漁業認証規格では、シャークフィニング（サメのヒレを切り落とし、残った体を海に廃棄する行為）は禁じられています。審査機関は、原則1（資源の持続可能性）および原則2（環境への影響を最小限に抑える）について漁業を採点する際、シャークフィニングが行われていないことを検証しなければなりません。

漁業認証プロセスの適格性基準は、漁業が審査および認証の対象となるかどうかの判断基準を示したものです。

シャークフィニングに関する 要求事項の今後の改定

MSCは、漁業認証規格の現行の要求事項を策定してから今日に至るまで、シャークフィニングの防止に関連する最優良事例にどのような進展がみられるかについて継続的な調査を行なっています。

この調査の対象には、世界的に奨励されるようになったFins Naturally Attached 方針（ヒレだけでなく、サメの魚体すべてを水揚げする方針）も含まれています。詳しくはシャークフィニングの撲滅に関する[MSCのホームページ](#)をご覧ください。

変更点

MSC認証漁業においてシャークフィニングが行われていないことを確実なものにするために新たな適格基準を導入しました。

2020年9月より、シャークフィニングに関して有罪判決を受けた漁業会社や漁業者の漁船は、少なくとも2年間、MSC漁業認証を申請することができません。

また、これまでのシャークフィニングに対する要求事項の解釈を撤回することになりました。これは、漁業においてシャークフィニングが「体系的に」行われてはならず、モニタリング、制御、監視システムによってシャークフィニングを検出することができ、適切な制裁措置が取られる場合には個別のシャークフィニングは認められる、という解釈であり、効果的なモニタリングと制御システムを奨励したものでしたが、ステークホルダーからは、解釈の適用に一貫性がないという懸念が示されました。これを受けて、審査員は今後この解釈を適用してはならず、漁業認証規格が規定するシャークフィニングに関する要求事項のみに基づいて漁業を審査しなければなりません。

監査もしくは審査中にシャークフィニングの証拠が見つかった場合には、違法行為を行った漁船を漁業の認証単位から外さないかぎり、認証が一時停止されることになります。

ステークホルダーの漁業の審査への参加のあり方を改善

ステークホルダーは、漁業審査を行ううえで不可欠な情報源です。MSCは、審査におけるステークホルダーからの情報提供の方法、および提供された情報・意見に対する審査機関の回答方法を改善しました。

ステークホルダー・インプット用テンプレートの改善、およびステークホルダーと審査機関とのより円滑な意見交換によって、ステークホルダーのインプットとそれに対する審査機関の回答がより透明性の高いものとなります。

変更点

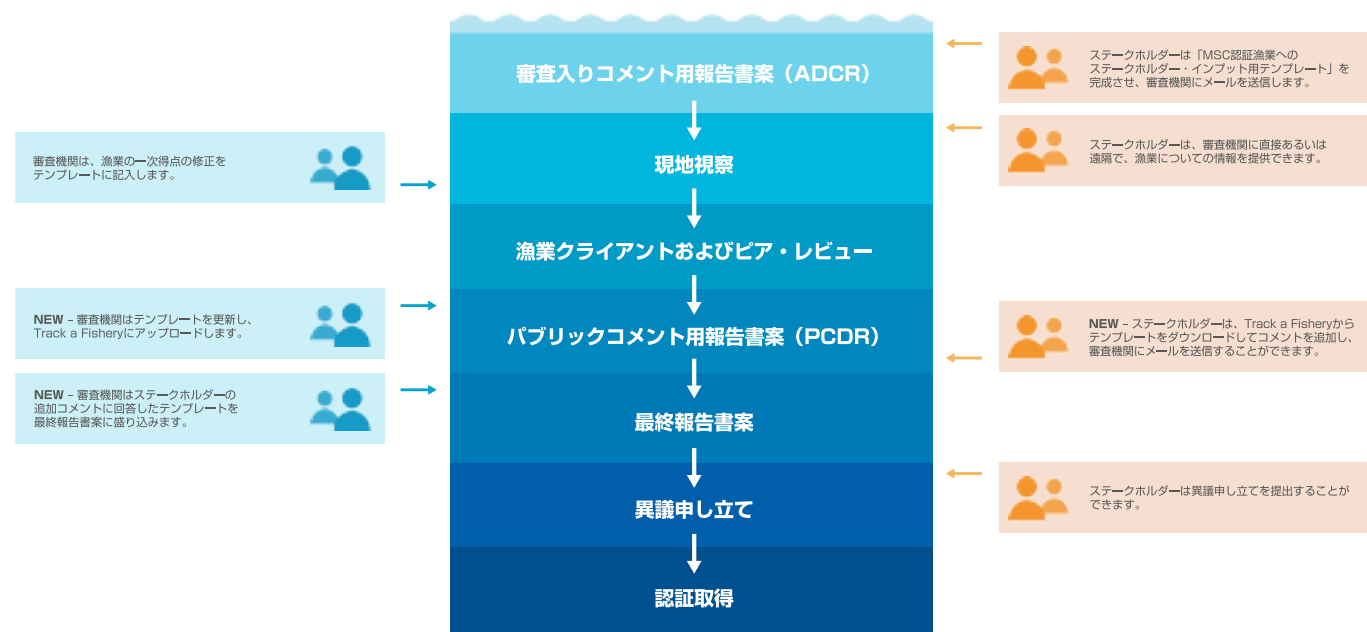
ステークホルダー・インプット用テンプレートを修正し、審査員がステークホルダーのコメントに対してどのように回答したかを確認しやすくしました。

漁業審査への関与を希望するステークホルダーは、MSCのホームページからステークホルダー・インプット用テンプレートをダウンロードすることができます。ステークホルダーはこのテンプレートを使って審査入りコメント用報告書案 (ADCR) に対するコメントおよび現地視察時におけるコメントを審査機関に対し提供することができます。審査機関はテンプレートに書かれたコメントに対して回答し、パブリックコメント用報告書案 (PCDR) の公開時にTrack a Fisheryウェブサイト に記入済みのテンプレートをアップロードします。ステークホルダーは30日以内に報告書案、およびコメントへの審査機関の回答を検討することになります。

ステークホルダーは審査機関の回答をフォローし、それに対してさらにインプットを行うことができます。その場合は、コメント済みのステークホルダー・インプット用テンプレートをダウンロードし、コメントを追加した後、審査機関にメールで送信します。審査機関は追加コメントに回答し、ステークホルダーと審査機関との意見交換を記録したテンプレートを公開用認証報告書に盛り込みます。

漁業認証審査へのステークホルダーからの情報提供と審査機関の対応

審査機関の対応



漁業の改善に向けた進捗状況の報告に関する改善(条件)

MSC漁業認証規格は、漁業の持続可能性を、最低限の要求事項、最優良事例、最高水準、の三つのレベルで評価するように策定されています。認証を取得するためには、漁業は、規格の三原則のいずれにおいても、概して最優良事例のレベルに達していなければなりません。

業績評価指標の得点が最優良事例に満たない場合、漁業は最優良事例に向けた改善の進捗状況を毎年実証し、特別な事情がない限り、5年以内かつ再認証を申請するまでに最優良例に到達しなければなりません。改善に向けた要求事項は条件と呼ばれるものです。

条件付きの認証を取得した漁業の改善に向けた進捗状況についての審査員による報告方法を改善しました。これにより、条件が付けられた理由、進捗状況のモニタリング方法、そして条件が満たされるまでの過程の透明性向上を図ります。審査機関は、改善に向けた要求事項(条件)の詳細な情報を認証審査報告書および監査報告書に盛り込みます。

条件の持ち越しと再付与

年次監査、認証範囲の拡大、もしくは臨時監査の際に設定された条件については、再認証の期間まで持ち越しが認められます。条件の達成までに最大5年間の猶予が与えられるため、再認証の期間まで差しかかることがあるからです。

漁業認証規格が改定されSG80レベルに求められる業績が引き上げられた場合(すなわち持続可能性の閾値が引き上げられた場合)や条件が達成されてから状況に変化が生じた場合には、条件が改めて付される可能性があります。

変更点

審査機関は、すべての**認証審査報告書**において、条件達成の期限を明確に示さなければなりません。認証有効期間よりも長い期限を設定する場合には、その正当性を示す特別な事情についても明記する必要があります。

再認証審査報告書において、新規の条件でないものがあれば、審査機関はその旨を明確に示さなければなりません。これについては、以前の認証の条件がそのまま引き継がれる場合や、一旦は達成したものの再度付された場合などが挙げられます。条件の書き直しは、再認証審査が漁業認証規格の改定版に則り行われる場合のみ可能です。

条件が持ち越されたり、再度付されたり、書き直されたりした場合、審査機関はその理由を説明しなければなりません。再認証審査で条件が満たされたことが確認された場合には、その旨を明確に記述しなければなりません。MSCでは、条件の持ち越しや再度の付与が起こりうるシナリオを明確に示しています。

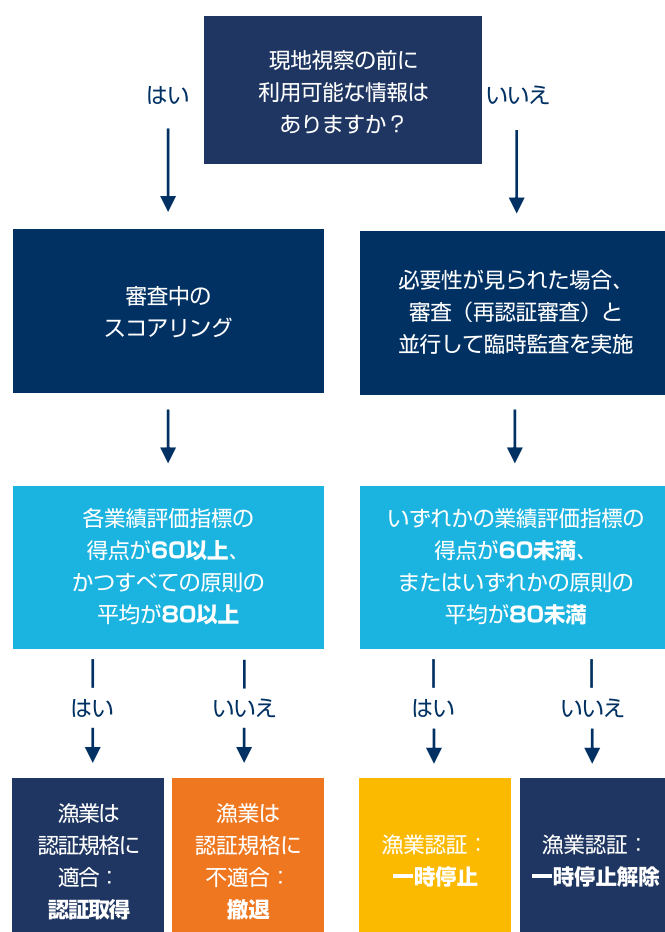
審査機関は、**監査報告書**において、条件達成に向けた進捗状況や監査中に条件が達成されたか否かを明確にしなければなりません。新たな条件を設定した場合や期限に変更があった場合にもその旨を記さなければなりません。

また、条件達成に向けた進展が見られない場合や期限が守られなかった場合には、進展の実証もしくは条件の達成まで認証が一時停止されることをより明確にしました。条件達成に向けた進展が十分でなかったり、期限までに条件を満たすことができなかったために認証が一時停止された漁業クライアントは、再認証審査に入ることができません。

臨時監査の明確化

漁業の認証状況に影響を及ぼしかねない変化が生じた場合には、審査機関はMSC漁業認証規格を満たしているかどうかを確認するために監査を行わなければなりません。これは臨時監査と呼ばれ、新たな情報が入ってきたことによって実施されることもあります。臨時監査は迅速に行われ、漁業の変化による影響や新たな情報を中心に検証が行われます。

重大な新規情報を受け取った後の監査と評価の可能性



変更点

臨時監査が行われる要件を変更しました。今後は、漁業の変化、もしくは新たな情報によって認証状況に変化が生じる可能性のある場合にのみ臨時監査が実施されることになります。つまり、漁業がMSC漁業認証規格に適合しなくなったか、あるいは認証範囲に変化が生じた場合のみです。新たな条件の付与だけで漁業の変化や新しい情報に対応できる場合には、審査機関は次に予定されている年次監査を待って対応することができます。

プロセスの堂々巡りを回避するために、「情報の見直し」として臨時監査を行うオプションは削除されました。また、関連する専門性を有する審査チームのリーダーが、新たな情報を検証した上で臨時監査が必要となるか否かを判断するということと、年次監査で臨時監査の対応ができるということを明確にするために、要求事項を改善しました。

審査や再審査の際に臨時監査の必要性が見られた場合には、審査機関は審査（再認証審査）と並行して臨時監査を実施します。審査（再認証審査）の期間中にどのように臨時監査を行うかについては詳細な要求事項を追加しました。

また、MSC漁業認証規格に照らし合わせて漁業を採点する際に審査チームの参考となる情報は、現地視察の最終日までに提供されなければならないことを明確にしました。現地視察後に新たな情報が入ってきた場合で、それが漁業認証規格への適合に影響を及ぼす可能性がある場合には、臨時監査が行われる要因となります。この場合、臨時監査は審査あるいは再審査と並行して行われます。漁業は現地視察の段階で利用可能な情報を基に認証されますが、臨時監査の結果、漁業認証規格に適合していないことが判明した場合、その漁業の認証は取得後直ちに一時停止されます。このアプローチにより、特定された問題が解決されれば漁業の一時停止は解除され、再びMSCプログラムに参加できることになります。

異議申し立て手続きの独立化

審査プロセスの最後に、ステークホルダーが審査機関に対して異議申し立てをする機会があります。これはMSC漁業認証プロセスの付属文書である異議申し立て手続きによって規定されています。

ステークホルダーが異議申し立てをすることができる内容

2019年3月に漁業認証プロセスの第2.1版を発行した際に、審査プロセスの最後にステークホルダーが異議申し立てをすることができる内容について変更を行いました。その一部として、審査機関が付した条件についての異議申し立てはできなくなりました。

条件の付与が必要か否かの判断となる得点については、ステークホルダーは引き続き異議申し立てをすることができます。また、条件を解決していくために漁業から提出された行動計画を受理するか否かの審査機関の判断についても、ステークホルダーは異議申し立てを行うことができます。

変更点

これまで漁業認証プロセスの付属文書に含まれていた異議申し立て手続きについての内容を分離させ、別途、MSC論争解決プロセス (MSC Disputes Process) という文書を作成しました。これによって、論争解決プロセスの改善を、漁業認証プロセスの見直しとは別に行うことができるようになります。MSCによる保証の検証 (MSC Assurance Review) では、論争を解決するための最善方法を模索しており、その結果はMSC論争解決プロセスに盛り込まれることになります。

漁業認証に関する書類はホームページよりご覧いただけます。

MSC本部
ヨーロッパ、中東、アフリカ地域事務所

Marine House
1 Snow Hill,
London EC1A 2DH

info@msc.org

Tel + 44 (0) 20 7246 8900

Fax +44 (0) 20 7246 8901

英国慈善団体登録番号: 1066806

法人登録番号: 3322023

MSCアメリカ地域事務所

1255 23rd Street NW
Suite 27
Washington, DC 20037
USA

americasinfo@msc.org

Tel +1 202 793 3284

非営利団体番号: 501 (C) (3)

雇用主番号: 91-2018427

MSCアジア太平洋地域事務所

6/202 Nicholson Parade,
Cronulla
NSW 2230
Australia

apinfo@msc.org

Tel +61 (0)2 9527 6883

ACNC登録非営利団体

法人登録番号

ABN: 69 517 984 605,

ACN: 102 397 839

その他の地域事務所

アントワープ

ベルギー

北京

中国本土および香港

ベルリン

ドイツ、スイス、オーストリア

釜山

韓国

ケープタウン

南アフリカ

コペンハーゲン

デンマーク

ハーグ

オランダ、ルクセンブルク

ヘルシンキ

フィンランド

リマ

ペルー

マドリード

スペイン、ポルトガル

ミラノ

イタリア

パリ

フランス

レイキャビク

アイスランド

サンティアゴ

チリ

シアトル

アメリカ

シンガポール

東南アジア

ストックホルム

スカンジナビア、バルト海

東京

日本

トロント

カナダ

ワルシャワ

ポーランド

**MSCは以下の地域でも
活動を行っています。**

ボゴール

インドネシア西ジャワ州

ダカール

セネガル

ケララ

インド

メキシコシティ

メキシコ

モンテビデオ

ウルグアイ

モスクワ

ロシア

詳しくは以下をご参照ください。

<https://www.msc.org/jp/forbusinessesjp/fisheryJP>

MSCJapan@msc.org

MSC 日本事務所ブログ <http://msc-japan.blog.jp/>



<https://www.facebook.com/MSJapan/>



<https://www.instagram.com/mscjapan/>



<https://twitter.com/MSJapan>

発行時における最新情報に基づいています。
